

# みんなの話しあいのために

## 市民運動の意識が、日本国憲法に 追いついてきた

石川 康宏(神戸女学院大学教授)



この文章を書き始めた今日は、国会で森友・加計問題、スーダン日報問題など、安倍政権のウソが次々にバレて、それがテレビのニュースでも大きな話題となっている時期です。みなさんがこれを目にする頃に、政治はどこまで変わっているで

しょう。「安倍内閣総辞職」「9条改憲案発議を断念」といったあたりが期待したいベストなところですが。さて、いまの政治や社会の動きを書いてくださいとのご注文です。ここでは、目の前の短期の動きではなく、日本の社会と市民の政治意識の発展を歴史的に大きく考えてみたいと思います。難しい話ではありません。コーヒーとお菓子をかたわらに、気楽に読んでみてください。

### 主権と人権を勝ち取ったブルジョア革命

まず憲法とは何なのかというお話からです。中世のヨーロッパでは、王様が絶対的な権力者として、すべての人民の上に立っていました。それは王様の子どもは王様、貧乏人の子どもは貧乏、という生まれつきの「身分」が決められた社会でもありました。

そこに「それはおかしい、理不尽だ」「人は生まれながらにして平等だ」という考え方が生まれてきます。これを広めた有名な人は、ロックやルソーといった人たちでした。これに励まされて、人々は、平等な社会をつくりとうと血を流して王様から権力を奪います。当時は、まともな議会がなかったもので、血を流すしかなかったのです。これが「ブルジョワ革命」と呼ばれる出来事です。革命に勝利した人々は、新しい国の理想を「人権宣言」などの名前で発表します。アメリカでは1776

年、フランスでは1789年のことでした。これが今日、私たちが「憲法」と呼んでいるものの始まりです。

しかし、宣言だけでは、社会は良くなりません。そこで、人々は、憲法(宣言)の実現をめざす政府をつくります。はじめは、男で、金持ちで、白人で、健常者でといった制限つきでしたが、それでも選挙を通じて選ばれた人たちが、政治権力の運用を任せられます。憲法が先にあって、憲法を実現するために後から権力がつくられた。だから、憲法は権力への命令であり、権力はいつでも憲法にしばられるのです。この関係が立憲主義です。これは近代民主政治の根本にすわるルールです。

### 近代憲法から現代憲法へ

近代の憲法は、何より身分制からの解放、つまり人々の平等を守る国づくりをめざしました。重要な内容となったのは、それまでの「身分」

にしばられない様々な「自由」の権利です。言論や表現の自由、思想・信条の自由、信仰の自由、職業選択の自由、転居の自由などです。これらは基本的人権の中で「自由権」と呼ばれる諸権利です。

ところが、その自由が新しい問題をつくることにもなっています。人々の経済活動の自由が、資本主義の経済を大きく発展させ、社会に貧富の格差を拡大してしまつたのです。資本主義が真つ先に発展したイギリスでは、工場のまわりにたくさんスラムが形成されました。

そこで労働者の中には「自由だけでは食えない」と、最低限の生活や教育を保障する国づくりをめざす声が生まれてきます。それを初めてかけたのは1871年の「パリ・コミューン」の諸宣言でした。残念ながらこの権力は2ヶ月ほどでつぶされます。しかし、その思想は後につながりました。1917年のロシア革命の後、1919年のワイマール共和国(ドイツ)の憲法に、国民の

生存権、教育権、労働権をはじめ書き込まれたのです。健康で文化的に生きる権利、教育を受け取る権利、安心できる条件ではたらく権利を、万人に保障する国家をめざすということです。

この権利は基本的人権の中の「社会権」と呼ばれ、20世紀には世界各国の常識となり、日本国憲法にも書き込まれました。こうして世界の憲法は、人権の柱が自由権であった「近代憲法」から、自由権とともに社会権を柱とする「現代憲法」に発展したのでした。

### 戦前日本は「名ばかり憲法」

次は、日本の憲法です。日本の憲法にも2段階の発展がありました。しかし、その内容は「近代憲法」から「現代憲法」へという世界史の本道にそつたものではありません。最初の憲法は大日本帝国憲法で、1890年、明治の時代に施行されました。しかし、この憲法は、「万

世一系」の天皇をただ一人の主権者とし、残るすべての国民を「臣民」（天皇の家来）とする身分制を法制化したものでした。臣民の「権利自由」の項目はありませんが、それは、いつでも天皇の命令で制限できるものとされました。

その結果、戦前日本は、小林多喜二が告発したような「暗黒の社会」となっていました。多喜二が書いた「蟹工船」では、労働者は棒で殴られ、銃で脅されながらはたらきました。短編「人を殺す犬」では、タコ部屋から逃げ出した北海道の炭鉱労働者が、見せしめとして土佐犬に食い殺されるシーンも描かれます。いずれも実際の出来事をモデルにしたもので、「臣民」には命の保障もなかったのです。

大日本帝国憲法は、憲法とは名前だけの「名ばかり憲法」で、内実は近代民主主義以前の社会を固定化させるものでしかありませんでした。

の根本的な反省のない日本政府からは、満足のいく新憲法案が出てきません。そこで、1946年2月、占領軍は自ら日本国憲法の草案づくりに入り出し、これを日本政府に手渡ししました。

草案作成の中心にいたのは占領軍の中でもニューディール派とよばれる相対的に民主的な人々で、そこには、主権在民、自由権も社会権もふくんだ基本的人権、公共の福祉にもとづく経済活動の制限、地方自治、男女の平等、戦争放棄などが盛り込まれました。初めて男女平等の普通選挙が行われ、そこで選ばれた衆院議員が中心になってその審議が行われ、重要な修正も加えられます。しかし、憲法の骨格を書き上げたのは占領軍でした。

日本国憲法は46年11月に公布されます。この憲法を人々は熱狂的に歓迎しました。何より、二度と戦争をしないという恒久平和の精神が含まれていたからです。1894年の日清戦争以後、日本は50年間も侵略の

## 主権と人権を勝ち取れなかった歴史

その中で、日本の人々も闘いました。そもそも大日本帝国憲法を政府がつくったのは、憲法の制定や議会の開設、人民の諸権利をもとめる「自由民権運動」があったからでした。また、1917年のロシア革命や18年の米騒動の時期をふくみ、およそ明治の終わりから大正にかけて展開された「大正デモクラシー」では、政治は人民のために行われるべきだとする「民本主義」の思想が普及されました。1922年には「君主制の廃止」「18才男女共通の普通選挙権」「社会保障」などを掲げた日本共産党も創設されます。

しかし、これらの運動に対する政府の弾圧は過酷でした。政府は1925年に天皇制や私有財産制（資本主義社会）に反する運動や思想を警察力で取り締まる治安維持法を制定し、1935年頃までには、民主主義を求めるあらゆる組織的な運動を

壊滅状態に追い込みます。農村では、その後も寄生地主に「小作料の軽減」を求める小作争議が継続しますが、それは地主と小作農の半ば封建的な身分関係の転換をめざすものではありませんでした。

その結果、日本には、多くの人民が時の権力と闘って、主権や基本的人権を勝ち取るという歴史はつくられませんでした。

## 大歓迎された「平和憲法」

そこに、大きな変化をもたらしたのは「ポツダム宣言」にもとづき、敗戦後の日本を占領したアメリカ軍による「改革」でした。戦争に勝利した連合国による「ポツダム宣言」は、日本を主権在民の民主国家にする、二度と戦争をしない国にする、その改革が終わるまで日本を占領するなどの内容をもっていました。

東京に本部をおいた占領軍は、日本政府に戦後の民主的な憲法づくりを指示します。しかし、戦前社会へ

戦争を繰り返しました。その中で、じいちゃんや帰ってこなかった、父ちゃんは片足を失った、息子はまだ中国から帰っていない——そういう家庭が日本中にあつたのです。その苦勞から抜け出せる喜びは、何ものにも代えがたいものでした。

## 生存権、民主主義は「わからなかった」

しかし、そのことは、多くの国民が憲法全体をよく理解したということではありません。敗戦からまだ1年のその頃は、食うや食わずやで、空襲で家を失ったままの人も少なくないという生活ぶりでした。「憲法カフェ」で勉強会といったゆとりは、まだ、どこにもなかったのです。

先日、その時代を体験したお二人の方からお話をうかがう機会がありました。戦後、弁護士になり、国会議員にもなったNさんは「9条と言論の自由がうれしかった。でも生存

権は空疎、空文だと思っていた。自分もまわりもみんな飢えていたから」。また女性の平和運動で活躍されたYさんは「憲法を説明した中学校の先生も民主主義はわからないと言っていた」「第1回ミーティングでは『憲法よりメシだ』というプラカードも」と。当時の国民の意識を象徴するお話しといつていいでしょう。

戦前にも先駆的な取り組みはありました。「主権在民」を求める運動があり、敗戦直後にも「生存権」をふくむ憲法づくりの活動がありました。しかし、国民全体の意識を広く見れば、それは、日本国憲法の豊かな諸理念をよく理解する水準に達したものではありませんでした。

9条の大切さは骨身にしみて理解できるが、人権や地方自治はよくわからない、そういう人がたくさんいたのです。政府から「貧乏は自己責任だ」といわれたとき、生存権を楯に、ただちに国民の大反撃が起こるということにならない今日の状況は、この歴史を引きずった結果とい

えるでしょう。

### 憲法を学び、実現する運動

その後、1947～8年に占領軍の政策は大きく転換され、日米支配層は一体になって9条改憲をめざしていきます。米ソ冷戦の進展の中で「民主主義より反共」と、国づくりの方向を変えてしまったのです。そのため、憲法をめぐる日本の政治は、世界史的にも先駆的な日本国憲法を前に、それを政治の指針にするつもりがなく、特に9条は変えてしまいたい日米支配層と、憲法全体への理解は危ういが、9条は断固として守りたいという国民が、互いにおつかりあうものとなりました。

戦後の政治の中で、憲法の完全実施を妨げてきた主な力は、①今日の基地問題に代表されるアメリカからの「支配の論理」、②戦後支配層の中心にたつた財界・大資本による「資本の論理」、③支配層に根深く残る「復古主義・戦前礼賛の思想」

の3つでした。

そうした中で、特に1960年の安保闘争以後、市民の中には革新自治体づくりの運動が發展します。私が1975年に大学入学のために京都に移った時、京都府庁には「憲法を暮らしの中に生かそう」という大きな垂れ幕が下がっていました。福祉や教育に手厚く、農林漁業をふくむ地場産業を上げまし、府民が主人公の政治をめざした嵯川虎三知事の京都府政は、全国の革新自治体の「灯台」と呼ばれ、75年には日本の全人口の43%がこれをお手本とする自治体に暮らすまでになりました。それを支えたのは、各地の「市民と野党の共闘」の地方版で、その根底には「憲法を学び、憲法を実現しよう」という運動がありました。

### 支配層と市民運動のつばぜり合い

しかし、そこに支配層からの強い巻き返しがかかります。当時の「市

民と野党の共闘」で「野党」の中心

にいたのは社会党と共産党でしたが、1980年に公明党が社会党を右に引き抜いて、この共闘を壊してしまつたのです。当時の市民運動はこれをくい止めることができませんでした。その後、長く、日本の政治は憲法の理念からどんどん離れる方向に向かいます。特に1990年代には「構造改革」の推進、日本会議など右翼勢力の台頭、小選挙区制の導入、自衛隊をアジア太平洋の全域に派遣するとした日米安保共同宣言など、日本社会の「憲法離れ」が加速しました。

話が少し飛びますが、この歴史を振り返ると、昨年の衆院選直前に「希望の党」に民進党がまるごと呑み込まれようとした時、これを食い止め、激変に対応して、立憲野党の議席を前進させた全国の運動のすばらしさがよくわかります。80年に比べての市民運動の成長は明らかで、歴史はやはり前に進むものです。2000年代に入ると「憲法離

れ」を深めた現実に見合う憲法をつくろうという、本末転倒の改憲案が自民党や財界、読売新聞などから次々現れました。本来なら「憲法に見合う現実をつくる」というのが政治の当たり前の役割だったはずですが。

これに対して04年に「九条の会」はじめ多くの護憲団体が、ひさしぶりに大きな立ち上がりを見せます。憲法をめぐる国民世論は改憲から護憲に転換し、07年には第一次の安倍政権を倒しました。これが09年に自民党から民主党への政権交代を実現させる大きな土壌となりました。

その後、残念ながら民主党政権の体たらくの後、選挙の得票を減らしたままの第二次安倍政権が復活し、メディアを抱き込んだの新たな暴走がはじめられます。14年には集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われ、15年には安保法制（戦争法）が強行されました。いよいよ9条に危機が迫ってきたのです。

### 「個人の尊厳」をかかげる憲法段階の市民運動

しかし、これをめぐる闘いの中で、市民運動はさらに大きく成長します。2015年末に結成された「市民連合」は、安保法制の廃止や立憲主義の回復にとどまらず、ついに「個人の尊厳を擁護する政治」を掲げました。9条だけでなく、国民の基本的人権のすべての擁護を掲げる一大市民運動の誕生は、戦後史上はじめての画期的な出来事でした。

私は、経済学者としてマルクスの『資本論』を読む機会があります。マルクスが描いたイギリスの闘いでは、労働者や市民が闘って自らを守る法律を作り、次の闘いによってその法を拡充するという順序になっています。

しかし日本の戦後の場合には、人民の合意や運動が不十分ななか、その意識をはるかにこえる法体系が占領軍主導でつくり出され、その結果、憲法の豊かな理念と国民の政治

意識に大きな距離が生まれました。すばらしい憲法が、あるにもかかわらずそれを生かす国民の力が追いつかなかつたのです。その不足がようやく埋まってきたのが歴史の現在の重要な特徴となっています。

「保育所落ちたの私だ」というのは、子どもの生存権とともに親の労働権を守れ、「返済不要の奨学金を」というのは国民の教育権を守れということ、いずれも近代憲法の自由権にとどまらない現代憲法がかかげる社会権の実現を求める取り組みです。

憲法理念によりやく市民運動の意識が追いついてきた。その意味で現在の運動は、日本国憲法段階の初めての現代的な市民革命と言えそうです。この大きな変化の希望の灯を、さらに大きく育てていきたいものです。